

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十四号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部
を改正する条例

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例（昭和二十七年佐
賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「施設」の下に「として人事委員会規則で指定するもの」を
加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定によるへき地学校の指定は、級別を付して行うものとし、当該
指定の基準は、へき地教育振興法施行規則（昭和二十四年文部省令第二十一
号。以下「省令」という。）で定める基準とする。

3 第一項の規定によるへき地学校に準ずる学校の指定の基準は、省令で定め
る基準とする。

第十二条第一項中「、次条及び別表第一から別表第三まで」を「及び次条」
に改め、「所在する学校等」の下に「として人事委員会規則で指定するもの」
を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による特別の地域に所在する学校等の指定の基準は、省令で定
める基準とする。

別表第一から別表第三までを削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(へき地手当)</p> <p>第十条 へき地手当は、職員で交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設として人事委員会規則で指定するもの（以下「へき地学校」という。）並びにこれらに準ずる学校及び同条に規定する施設として人事委員会規則で指定するもの（以下「へき地学校に準ずる学校」という。）に勤務したものに支給する。</p> <p>2 前項の規定によるへき地学校の指定は、級別を付して行うものとし、当該指定の基準は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号。以下「省令」という。）で定める基準とする。</p> <p>3 第一項の規定によるへき地学校に準ずる学校の指定の基準は、省令で定める基準とする。</p> <p>(へき地手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第十二条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは学校給食法第六条に規定する施設（以下この条及び次条において「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校等として人事委員会規則で指定するもの（以下「へき地等学校」という。）</p>	<p>(へき地手当)</p> <p>第十条 へき地手当は、職員で交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設（以下「へき地学校」という。）並びにこれらに準ずる学校及び同条に規定する施設（以下「へき地学校に準ずる学校」という。）に勤務したものに支給する。</p> <p>2 へき地学校及びその級別は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号。以下「文部省令」という。）の定める基準により、別表第一のとおり指定する。</p> <p>3 へき地学校に準ずる学校は、文部省令で定める基準により、別表第二のとおり指定する。</p> <p>(へき地手当に準ずる手当の支給)</p> <p>第十二条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは学校給食法第六条に規定する施設（以下この条、次条及び別表第一から別表第三までにおいて「学校等」という。）が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校等（以下「へき地等学校」という。）に</p>

改正後	改正前
<p>に該当するときは、当該異動又は学校等の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあつては、六年）に達する日までへき地手当に準ずる手当を支給する。ただし、当該職員に次の各号に掲げる理由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 前項の規定による特別の地域に所在する学校等の指定の基準は、省令で定める基準とする。</p> <p>3 略</p>	<p>該当するときは、当該異動又は学校等の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると任命権者が認めた職員にあつては、六年）に達する日までへき地手当に準ずる手当を支給する。ただし、当該職員に次の各号に掲げる理由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 前項の特別の地域に所在する学校等は、文部省令の定める基準により、別表第三のとおり指定する。</p> <p>3 略</p>

別表第一（第十条関係）
へき地学校及びその級別

級別	所在地	学校等の名称
一級	佐賀市 唐津市 伊万里市 伊万里市 伊万里市 嬉野市 嬉野市 藤津郡太良町	佐賀市立北山東部小学校 唐津市立高島小学校 伊万里市立波多津東小学校 伊万里市立滝野小学校 伊万里市立滝野中学校 嬉野市立大野原小学校 嬉野市立大野原中学校 太良町立多良小学校三里分校
二級	唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市	唐津市立平原小学校鳥巢分校 唐津市立厳木小学校天川分校 唐津市立加唐小学校 唐津市立加唐中学校 唐津市立小川小学校 唐津市立小川中学校 唐津市立馬渡小学校 唐津市立馬渡中学校
三級	唐津市 唐津市	唐津市立馬渡小学校 唐津市立馬渡中学校

改正後		改正前																	
		<table border="1"> <tr> <td>四級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>唐津市</td> <td>唐津市立入野小学校向島分校</td> </tr> <tr> <td>唐津市</td> <td>唐津市立加唐小学校松島分校</td> </tr> </table>		四級		唐津市	唐津市立入野小学校向島分校	唐津市	唐津市立加唐小学校松島分校										
		四級																	
唐津市	唐津市立入野小学校向島分校																		
唐津市	唐津市立加唐小学校松島分校																		
<p>別表第二（第十条関係） へき地学校に準ずる学校</p> <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td>学校等の名称</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>佐賀市立北山小学校</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>佐賀市立北山中学校</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>佐賀市立三瀬小学校</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>佐賀市立三瀬中学校</td> </tr> <tr> <td>佐賀市</td> <td>佐賀市三瀬学校給食センター</td> </tr> <tr> <td>唐津市</td> <td>唐津市立大良小学校</td> </tr> <tr> <td>唐津市</td> <td>唐津市立大良中学校</td> </tr> <tr> <td>伊万里市</td> <td>伊万里市立山代西小学校</td> </tr> </table>		所在地	学校等の名称	佐賀市	佐賀市立北山小学校	佐賀市	佐賀市立北山中学校	佐賀市	佐賀市立三瀬小学校	佐賀市	佐賀市立三瀬中学校	佐賀市	佐賀市三瀬学校給食センター	唐津市	唐津市立大良小学校	唐津市	唐津市立大良中学校	伊万里市	伊万里市立山代西小学校
所在地	学校等の名称																		
佐賀市	佐賀市立北山小学校																		
佐賀市	佐賀市立北山中学校																		
佐賀市	佐賀市立三瀬小学校																		
佐賀市	佐賀市立三瀬中学校																		
佐賀市	佐賀市三瀬学校給食センター																		
唐津市	唐津市立大良小学校																		
唐津市	唐津市立大良中学校																		
伊万里市	伊万里市立山代西小学校																		
<p>別表第三（第十二条関係） 特別の地域に所在する学校等</p> <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td>学校等の名称</td> </tr> <tr> <td>武雄市</td> <td>武雄市立山内東小学校犬走分校</td> </tr> </table>		所在地	学校等の名称	武雄市	武雄市立山内東小学校犬走分校														
所在地	学校等の名称																		
武雄市	武雄市立山内東小学校犬走分校																		